

生活資金支援ローン

(一社) しんきん保証基金保証

(2021年6月1日現在)

1. 商品名	○生活資金支援ローン
2. お取扱期間	○2020年7月6日(月)から2021年9月30日(木)の申込受付分まで
3. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、(一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方 ①新型コロナウイルスにより直接的、間接的に影響を受けた、当金庫でお取引のある個人のお客さま ②申込時満20歳以上の方 ③安定継続した収入のある方(勤務先等が休業中の場合、休業後の復職および安定継続した収入の見込があれば可) ④当金庫の会員または会員となる資格(下記 i もしくは ii に該当する方)を有する方 i 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ii 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
4. お使いみち	○新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって申込人が必要とされる生活資金 ※ただし、次の資金はご融資の対象外とさせていただきます。 ① 事業資金 ② 株式取得資金(自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含む) ③ 投機的な性格の資金 ④ 納税支払資金 ⑤ 転貸資金
5. ご融資形態	○証書貸付
6. ご融資金額	○50万円以内(1万円単位)
7. ご融資期間	○元金据置期間: 最長1年以内 ○元金据置期間含め3か月以上10年以内(1か月単位)
8. ご融資利率	<固定金利>年3.5%(保証料含む)
9. ご返済方法	○毎月元金均等または元利均等割賦返済とします。 ○お借込金額の50%以内につき6か月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能です。 ※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。
10. 保証人・担保	○(一社) しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
11. 保証料	○ご融資利率に含まれますので別途必要ありません。

<p>1 2. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>1 3. その他</p>	<p>○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○利用回数は1顧客1回限りとさせていただきます。</p>